## 〇意見募集件一覧

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則等の一部を改正する省令	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)
2	平成十八年総務省告示第六百号(小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第
	務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることがで	十四号)第二十八条第八項
	きる機器を定める件)の一部を改正する告示	
3	平成二十年総務省告示第二百八十八号(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に	無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十
3	備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件)の一部を改正する告示	八号)第四十八条第二項第十六号
4	昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の	無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第
4	使用区別を定める件)の一部を改正する告示	十七号)第五十六条
	平成三十年総務省告示第三百四十号(船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信	電波法施行規則第十三条の三の三
5	を行う場合のF一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHz を超え四七〇MHz 以下の周	
	波数を定める件)の一部を改正する告示	
6	令和二年総務省告示第四百十一号(周波数割当計画)の一部を改正する告示	電波法第二十六条第一項
0		
	平成四年郵政省告示第六十一号(電波法施行規則第二十八条の五第四項の規定に基づく船舶	電波法施行規則第二十八条の五第四項
7	の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件)の一部を改正する	
	告示	
8	平成四年郵政省告示第九十一号(電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えること	電波法施行規則第二十八条の五第一項
	が困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件)の一部を改正する告示	
9	平成四年郵政省告示第六十九号(義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める	電波法施行規則第二十八条の三
	件)の一部を改正する告示	
10	平成二年郵政省告示第五百六十七号(船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条	無線設備規則第四十条の五第一項第三号及び第二項
	件を定める件)の一部を改正する告示	
11	平成十一年郵政省告示第二百四十六号(無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件)	無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十

	の一部を改正する告示	号)第四条第一項ただし書
	昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線	無線設備規則第四十八条第三項
12	設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める	
	件)の一部を改正する告示	
13	平成十六年総務省告示第八十八号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を改正する告示	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭
		和五十六年郵政省令第三十七号)別表第一号一(3)
14	昭和三十七年郵政省告示第百二十六号(型式検定手続の一部省略を定める件)の一部を改正す	電波法関係手数料令第十条
14	る告示	
15	平成二年郵政省告示第二百四十号 (無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件) の一	電波法施行規則第三十三条
13	部を改正する告示	
	平成二年郵政省告示第五百七十七号(無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規	無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号
16	定に基づく狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条	
	件)の廃止する告示	
17	平成二年郵政省告示第二百八十一号(無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づく船舶	無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十
' '	局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領)の一部を改正する告示	一条第五号
18	平成五年郵政省告示第五百五十三号(無線従事者規則第二十一条第一項第六号の規定に基づ	無線従事者規則第二十一条第一項第六号
10	く養成課程の実施要領)の一部を改正する告示	
19	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令	行政手続法 (平成5年法律第88号)第5条第1項及び
19		電波法第七条